

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な子育て支援策について

(1) 実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、確実に財源を確保すること。

また、今後、制度の詳細の検討にあたっては、都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を十分反映させること。

(2) 利用者、事業者及び都市自治体子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度に円滑に移行できるよう、十分かつ適切な準備期間を確保するとともに、利用者等に対し周知に努めること。併せて、事務的経費等について必要な財源措置を講じること。

(3) 総合的な子育て支援策の推進にあたっては、国の所管を一本化すること。

(4) 子ども・子育て包括交付金については、都市自治体が地域の实情に応じて子育て施策を展開できるよう、最大限用途を弾力化した交付金とすること。

2. 都市自治体の子育て施策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金及び子育て支援交付金について、その総額を確実に確保すること。

3. 安心子ども基金について、必要な財源を確保したうえで、平成25年度以降も継続するとともに、当該基金の対象事業の拡充を図ること。

4. 児童手当等について

(1) 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。

(3) 年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その用途は都市自治体の裁量に委ねること。

- (4) 里帰り出産などにより経過措置の期間内に申請することができない場合もあることから、資格認定のあり方について見直しも含めて検討すること。
- (5) 今後、制度改正を行う場合には、都市自治体と丁寧に協議し、地方の意見を十分に反映するとともに、十分な周知と準備期間の確保を図ること。

5. 保育対策について

- (1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。
また、一時預かり、病児・病後児保育、事業所内保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。
- (3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考慮しつつ、子育て家庭の負担軽減を図ること。
- (4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
- (5) 厚生労働省、文部科学省がそれぞれ所管している保育所と幼稚園の機能を一つにする幼保一体化を早急に実現すること。
- (6) 現行の認定こども園について、施設の類型によって財政措置等が異なる不合理を見直し、均衡ある財政措置を講じること。

6. 放課後児童対策等について

- (1) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
- (2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児受入れや補助基準の基準開設日数・児童数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。
- (3) 児童の安全確保及び適正規模による児童厚生施設等の運営のため、施設の創設時だけでなく、建替え時等においても児童厚生施設等整備費補助金の補助対象とすること。

7. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、給付費の地方負担に対して、十分な財政措置を講じること。
また、児童扶養手当と公的年金の併給を可能とすること。
8. 父子家庭についても、「母子及び寡婦福祉貸付金」等の母子家庭支援制度の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図るとともに、所要の財源措置を講じること。
9. 母子家庭自立支援給付金事業について、十分な財政措置を講じること。特に、高等技能訓練促進費については、拡充したうえで恒久的な制度とすること。
また、当該給付金は非課税所得とすること。
10. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
11. ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。
12. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。
13. 出産育児一時金について、平成 22 年度の国庫負担割合を維持すること。
14. 未婚化・晩婚化の進展にかんがみ、都市自治体及び民間事業者等が行う結婚に結び付く取組みに対し、財政支援を行うこと。